

取調べの可視化実現を求めるアピール

2009年5月21日、裁判員制度が始まり、刑事裁判に関する関心が高まっています。

これまでの刑事裁判における事実認定は自白調書に頼るものであり、自白調書は捜査官と被疑者しかいない「密室」で作成されてきました。そのため、捜査官が被疑者を脅したり、騙したり、調書を勝手に作文するといった違法・不当な取調べが後を絶ちませんでした。

これが今までウソの自白に基づく冤罪事件が数多く生じてきた理由です。このことは、本日ご報告をいただいた布川事件、志布志事件、氷見事件、足利事件など多くの例からも明らかです。

今こそ、取調べ全過程の録画、すなわち取調べの可視化を実現しなければなりません。取調べの可視化を実現すれば、捜査官による自白の強要はできなくなります。ウソの自白に基づく冤罪の発生を防ぐことができます。

捜査機関は、取調べの一部録画を開始しました。しかし、これは取調べの可視化ではありません。本日明らかになったように、一部録画はかえって危険です。冤罪を防ぐためには、全ての取調べを、余すところなく録画することが必要不可欠なのです。取調べの可視化しかないのです。

本日の集会参加者一同は、改めて一刻も早く、取調べの可視化が実現するように、強く求めます。

2009年（平成21年）7月4日

「もう可視化しかない！」取調べの全ての録画を求める大集会

参加者一同